

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年9月23日 14時08分ごろ
発生場所	高知県須崎市久通漁港東北東方沖 山崎鼻灯台から真方位071° 3.8海里付近 (概位 北緯33° 24.2′ 東経133° 21.6′)
事故の概要	漁船あおい丸は、刺し網の投網中、干出岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成28年9月27日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 あおい丸、0.4トン（長さ4.97m）
船舶番号、船舶所有者等	KO3-18321（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底に破口等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風速 約6m/s、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の中央期、波高 約1m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、久通漁港東北東方沖の岩場付近において、船首を東南東に向け、船外機を後進に入れて低速で左舷側からえび刺し網漁の投網を行っていた。</p> <p>船長は、クラッチを一旦、中立とした際、波浪による本船の上下動等により刺し網が船外機のプロペラに掛かったのを認め、船外機をチルトアップして同網を外そうとしたものの、本船が風浪に流されて同網が緊張し、外せなかった。</p> <p>本船は、風浪により刺し網が切断し、切断した刺し網の一部がプロペラに絡んだまま、岩場がある北方に圧流され、干出岩に乗り揚げた。</p> <p>船長は、本船から岩場に上がり、携帯電話で所属漁業協同組合を通じて本事故の発生を海上保安庁に通報した。</p> <p>船長は、海上保安庁から連絡を受けた消防防災航空隊のヘリコプターにより、吊り上げられて救助された。</p> <p>本船の喫水は、本事故当時、船首約0.2m、船尾約0.5mであった。</p>
分析	本船は、久通漁港東北東方沖において、刺し網を左舷側から投入しながら後進中、船外機のプロペラに刺し網が絡んだことから、風浪により圧流されて干出岩に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、久通漁港東北東方沖において、刺し網を投入しながら後進中、船外機のプロペラに刺し網が絡んだため、風浪により

	圧流されて干出岩に乗り揚げたものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 岩場付近への出漁は、気象、海象、漁場等の状況が影響し、危険となる場合もあることを十分に考慮し、危険が予想される場合には出漁を取りやめること。